

森吉山イメージアップ業務プロポーザル実施要領

1. 基本方針

花の百名山として知られる森吉山は、その周辺に位置する溪谷・溪流や瀑布と共に四季を通じて大自然を思い思いに楽しみ、満喫できるスポットとなっている。

この魅力あるフィールドを生かしながら、観光客の新規来訪やリピート率の向上を図るため、森吉山の魅力あふれる自然とそれらを満喫できるモデルコース、そして観光客の受入れ基盤を整備し、書籍やインターネット等による媒体を介した観光宣伝・インフォメーションなど様々なメディアを活用した観光宣伝を行うことで、本市の観光振興のメインである森吉山を中心とした観光宣伝・PR を強力に推進し滞留型観光拠点を目指すものである。

このことから、①観光客への訴求力を高めるため、地域全体を統一感を持った観光プロモーションを継続的に展開する。②観光客に効果的に魅力を訴求するために、戦略的な情報発信及び来訪促進の仕組みを構築する。③観光客が情報に触れる機会を増やすため、あらゆる媒体や機会を有効に活用し、情報発信力を強化する必要がある、これらの提案をプロポーザルにより求めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名称

森吉山イメージアップ業務

(2) 業務内容

①北秋田市の観光及び物産品のPR

ア 森吉山のイメージアップ

イ 物産品のPR

②企画ツアー等の開催

③メディアを使用した観光PR

④ホームページの管理・更新

いずれの項目も、北秋田市観光PRロゴを活用すること

(3) 業務委託期間及び業務スケジュール

業務委託期間は、契約締結の翌日から、平成29年3月31日（金）とします。

本業務のスケジュールについては、企画提案を受けたスケジュールによるものとします。

(4) 委託費上限

5,400,000 円（消費税を含む）

3. プロポーザルの方式

企画提案書公募による応募型プロポーザルとします。

(1) 基本的な要件

原則として、北秋田市管内の観光資源・情報に精通し、TV、書籍等メディアを使用した観光PR等の実績のある事業者とします。

(2) 参加要件

- ①当該委託業務に関するノウハウや、関連事業についての知見を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- ②地方自治法施行令第167条の4で規定する団体に該当しない者であること。
- ③暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその他団体の構成員等警察当局から排除要請を受けていない者であること。

4. 提出書類及び部数

(1) 提出書類

①プロポーザル参加意向申出書（様式第1号） 1部

②会社概要書（任意様式）1部

代表者、所在地、資本金、従業員数等について記載してください。

③メディアを使用した観光PRの実績書（任意様式）1部

TV、書籍等メディアを使用した観光PR等の業務の実績について記載してください。

④業務実施体制書（任意様式）1部

本業務に当たる実施体制、管理責任者や担当者の経歴や業務従事履歴などについて記載してください。

⑤企画提案書（任意様式）10部

- ・森吉山イメージアップ業務プロポーザル提出書類作成要領の内容を踏まえて、森吉山イメージアップ業務に関する具体的な提案を簡潔に整理してください。
- ・森吉山イメージアップ業務プロポーザル提出書類作成要領に記載のない事項であっても、専門的な立場から本市にとって有益な提案があれば記載してください。

⑥業務スケジュール（任意様式）10部

本業務における各工程とスケジュールについて記載してください。

⑦見積書（任意様式）1部

想定されるすべての経費について記入し、単価、数量等のわかる明細書を添付してください。

5. 提出方法等

(1) 提出期間

平成28年5月11日（水）から平成28年5月24日（火）午後5時まで

(2) 提出場所

〒018-4392

北秋田市米内沢字七曲23番地

北秋田市産業部商工観光課観光振興係

(3) 提出方法

持参若しくは郵送により提出してください。なお、郵送の場合は提出期間内必着とします。

6. 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書等の内容に不明な点がある場合には、5月18日(水)午後5時までに質問書(任意様式)を作成し、電子メールまたはFAXで提出してください。

質問に対する回答は、5月20日(金)までに、本プロポーザルに応募した全ての事業者に対して電子メールで回答します。

7. 受託候補者の選定方法

市職員で構成する森吉山イメージアップ業務プロポーザル選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において評価を行い、評価が最も高い者から順に受託候補者及び次点者として選定します。

選定にあたっては、書類審査のほか、必要に応じてプレゼンテーション若しくはヒアリングを行い審査・評価を行います。

【選定員の構成】

副市長、総務部長、財務部長、産業部長、産業部政策監

(1) 書類審査等

提出された会社概要書、メディアを使用した観光PRの実績書、業務実施体制書、企画提案書、業務スケジュール及び見積書に基づき書類審査を行います。また、必要に応じてプレゼンテーション・ヒアリングによる審査を行います。

評価にあたっては、評価基準の得点配分により事務局にて配点し、選定委員会の承認を得ることとします。

(2) 受託候補者及び次点者の選定

書類審査の得点の最も高い者を受託候補者とし、次いで高い者を次点者として選定します。

なお、審査結果については、参加者全てに書面により速やかに通知するとともに、市のホームページ等で公表します。

8. 企画提案者の失格

企画提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とします。

①参加資格要件を満たさなくなった場合

- ②提出書類等に虚偽の記載があった場合
- ③審査の公平性を害する行為があった場合
- ④企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- ⑤企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、選定委員会が失格と認めた場合

9. 契約について

「7. 受託候補者の選定方法」で選定した委託予定者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書に調整した後、北秋田市財務規則（平成17年規則第38号）の定めに従って契約を締結します。

なお、辞退その他の理由により契約できない場合は、次点の事業者と契約の交渉を行います。

10. 日程

平成28年	5月11日（水）	応募受付開始
	5月18日（水）	質問書の受付
	5月20日（金）	質問書への回答期限
	5月24日（火）	参加意向申出書の受付期限
	5月24日（火）	企画提案書等の提出期限
	5月25日（水）	選定委員会

11. 留意事項

- ・プロポーザルに参加する費用は全て参加者の負担とします。
- ・提出書類提出後の企画書等の修正等は認めません。ただし、明らかな誤りによる修正等についてはこの限りではありません。
- ・提出された書類は返却しません。
- ・提出書類に虚偽の記載がないこと。
- ・本市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- ・本業務により作成された製作物等の著作権は、本市に帰属するものとします。

12. 問い合わせ先

北秋田市産業部商工観光課観光振興係

〒018-4392

北秋田米内沢字七曲23番地

TEL : 0186-72-5243 FAX : 0186-72-3226

E-mail : kankou@city.kitaakita.akita.jp

(様式第1号)

プロポーザル参加意向申出書

平成 年 月 日

北秋田市長 様

郵便番号 〒 —

住所

(ふりがな)

商号又は名称

代表者職・氏名

電話番号

FAX番号

下記の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

件名：【森吉山イメージアップ業務】

郵便番号			
住所			
(ふりがな) 商号又は名称			
代表者職・氏名			
電話番号		FAX番号	
E-mail			
担当者指名		担当者 電話番号	